

事 務 連 絡
令和3年4月21日

三重県商工会連合会会長 様

みえ観光の産業化推進委員会事務局長
(三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課長)

「みえ得トラベル地域応援クーポン」取扱店参画について (依頼)

平素は、三重県の観光行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、三重県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けている県内観光関連事業者の早期回復を図るため、県内の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、三重県民限定の宿泊割引及び日帰り旅行割引事業の実施を予定しています。

併せて県内観光地での消費喚起のため、割引事業の利用者に対し、旅行開始日から事業の実施終了日までに、参画の意向をいただいた店舗で利用可能な「みえ得トラベル地域応援クーポン」を配布する事業を実施する予定です。

(※これらの事業については、国の「地域観光事業支援」の活用を予定しています。)

つきましては、「みえ得トラベル地域応援クーポン」の取扱店としてご参画いただける事業者を募集しますので、貴連合会会員に対する周知につきまして、ご協力をお願いします。別添のQ&A等をご確認のうえ、ご参画いただける場合は、別添「みえ得トラベル地域応援クーポン取扱店参画意向書」を、みえ得トラベル地域応援クーポン事務局(運営：株式会社JTB三重支店)宛てにFAXで送付いただきますよう、ご案内をお願いします。

みえ得トラベル地域応援クーポン事務局

(平日：9時30分から17時30分、土日祝休)

FAX：059-224-9831

電 話：0570-666-608

(みえ得トラベル地域応援クーポンコールセンター)

事 務 担 当

みえ観光の産業化推進委員会事務局

(三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課内)

伊藤・小林

電話：059-224-2823

(宛先) みえ得トラベル地域応援クーポン事務局 (運営: 株式会社 JTB 三重支店)
(FAX: 059-224-9831) ※FAXのみの申請とさせていただきます。

締切日: 令和3年4月19日 (月) ※締切日に関わらず、申請は可能です。

みえ得トラベル地域応援クーポン取扱店参画意向書

※宿泊割引事業については、別途登録が必要です (追ってご連絡する予定です)。

三重県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内観光事業者の早期回復を図るため、三重県民限定のみえ得トラベル地域応援クーポン (以下「クーポン」といいます。) の配布を予定しています。

つきましては、事業の実施を前提にクーポン取扱店の参画事業者を募集しますので、以下の内容やQ&Aをご確認のうえ、是非ご参画くださいますよう、お願い申し上げます。

【事業期間】

令和3年5月中旬頃～5月31日 (延長となる場合があります。)

※県内の感染症の状況により、開始時期が遅れる場合、又は事業を実施しない場合があります。

【参画条件】

以下の条件を全て満たす必要があります。

- ・三重県内に本社又は主たる事業所を有する土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、タクシー、レンタカー等の観光関連事業者であること。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」に記載の感染防止対策を徹底していること。
- ・法令に則った営業許可を取得していること。
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)の第2条に規定する営業を行っていないこと。
- ・「三重県暴力団排除条例」(平成22年三重県条例第48号)を遵守していること。
- ・三重県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- ・その他公序良俗に反した営業等を行っていないこと。

【参画にあたっての注意事項】

- ・参画を希望される事業者には、後日事務局より登録申請方法 (専用WEBサイト又はFAX) をご案内します。
- ・登録後は、クーポンの利用期間終了までの間、原則として、参画を取りやめることはできません。

【お問い合わせ先】

みえ得トラベル地域応援クーポンコールセンター

電話: 0570-666-608 ※平日9:30～17:30 (土日祝休)

参画いただける場合は、必要事項を記載のうえ、上記宛先までFAXで申請をお願いします。

※取扱店用キットの送付等に使用しますので、複数店舗の場合は、お手数ですが、店舗ごとに記入をお願いします。

法人名 (事業者名)		代表者名	
店舗住所		店舗名	
		担当者名	
店舗 電話番号		店舗 FAX番号	
メール アドレス			
業種区分	<input type="checkbox"/> 土産物店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 観光施設 <input type="checkbox"/> アクティビティ <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> レンタカー <input type="checkbox"/> その他 ()		

※上記に記載いただいた店舗名等は、特設ホームページ等にも掲載予定です。

【誓約事項】 (チェックを入れてください。)

上記の参画条件を全て満たしていることを誓約します。

「県内観光事業者向けガイドライン作成の手引き～安全安心な観光の実現に向けて～」を確認し、その内容を遵守します。 <https://www.pref.mie.lg.jp/KANKO/HP/m0145700057.htm>

「みえ得トラベル地域応援クーポン事業」Q&A

Q 1 「みえ得トラベル地域応援クーポン事業（以下「クーポン事業」といいます。）とは、どのようなものか。

A 1

今回のクーポン事業は、今後実施予定の県民限定の宿泊割引事業及び日帰り旅行割引事業の利用者に対し、県内での消費を喚起するために、開始日からクーポン事業の実施終了日まで、参画店舗で利用可能な「みえ得トラベル地域応援クーポン（以下「クーポン」といいます。）」を配布するものです。

（※国の「地域観光事業支援」を活用して実施する予定です。）

なお、クーポンについては、1,000円の紙クーポンの発行を予定しています。クーポンを配布する場所や枚数、金額等の詳細については、現在検討中です。

Q 2 クーポン事業には、どのような事業者が参画できるのか。

A 2

今回実施予定のクーポン事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けている県内観光関連事業者の早期回復を目的として実施するものです。

そのため、県内に本社又は主たる事業所を有し、旅行者が利用する土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、タクシー、レンタカー等の観光関連事業者に参画いただくことを想定しています。

判断に迷う場合は、みえ得トラベル地域応援クーポン事務局（運営：株式会社JTB三重支店）にお問い合わせください。

Q 3 観光協会の会員でないと、クーポン事業に参加できないのか。

A 3

観光関連事業者であれば、観光協会の会員であるか否かについては、問いません。

Q 4 クーポン事業は、いつから開始し、いつ終了するのか。

A 4

県内の新型コロナウイルス感染症の状況によるため、現時点では明確に申し上げられませんが、最も早い場合、ゴールデンウィーク終了後の令和3年5月10日頃の開始を検討しています。

終了については、現時点では国の「地域観光事業支援」のスキームに示されている令和3年5月31日の予定です（延長となる場合もあります）。

また、県内の感染症の状況等によっては、事業を実施しない場合もありますので、ご了承ください。

詳しくは、観光三重ホームページ内に開設する予定の特設サイトでご確認ください。

Q 5 クーポンを利用できないものには、どのようなものがあるのか。

A 5

ビール券・図書券等の商品券・ギフト券、印紙・切手、プリペイドカード等の金券類、たばこ、宿泊代金、税金や公共料金等の支払い、電子マネーのチャージ等には、利用できません。

Q 6 宿泊施設は、クーポン事業に参画できないのか。

A 6

宿泊代金の支払いをクーポンで行うことはできませんが、宿泊施設内に土産物店や飲食店等がある場合、参画いただくことができます。

なお、今後実施する予定の県民限定の宿泊割引事業に参画する場合は、別途申請が必要となりますので、ご了承ください。

Q 7 クーポンで支払いを受けた場合、お釣りを出す必要はあるのか。

A 7

クーポンは、お釣りが出ないこととしているため、お釣りを出していただく必要は、ありません。

Q 8 クーポンで支払いを受けた場合、県民であることを確認する必要があるのか。

A 8

店舗において、県民であることを確認していただく必要は、ありません。

Q 9 クーポンの精算などの手続きは、どのように行うのか。

A 9

詳細については、現在検討中であり、決定次第、みえ得トラベル地域応援クーポン事務局（運営：株式会社JTB三重支店）からご案内させていただきます。

Q10 参画意向の締切日が4月19日となっているが、その後の申請はできないのか。

A10

取扱店用キットの送付等のため、一旦の締切日を4月19日としていますが、条件を満たしている場合、締切日後でも申請は可能です。

Q11 参画意向書を提出した後は、どのような手続きが必要になるのか。

A11

参画を希望される事業者には、後日、みえ得トラベル地域応援クーポン事務局（運営：株式会社JTB三重支店）から、手続きのご案内を行います。

「県内観光産業支援キャンペーン（仮称）」事業概要について（案）

1. 要 旨

感染症の影響により深刻な状況にある県内観光関連事業者の早期支援に向けて、三重県緊急警戒宣言の解除後、速やかに国の地域観光事業支援制度を活用し、以下の通り、県民を対象としたキャンペーンを実施する。

2. 事業概要

(1) 宿泊旅行割引

①実施概要

宿泊を伴う1人1泊10,000円以上の旅行商品の購入で5,000円割引

宿泊を伴う1人1泊5,000円以上の旅行商品の購入で2,500円割引

②実施方法

インターネット上でのクーポン発行

旅行会社の窓口で旅行商品代金から割引

(2) 日帰り旅行割引

①実施概要

1人10,000円以上の旅行商品の購入で5,000円割引

1人5,000円以上の旅行商品の購入で2,500円割引

②実施方法

旅行会社の窓口で旅行商品代金から割引

(3) 地域応援クーポン

①実施概要

(1)(2)の割引利用者に対し、2,000円分のクーポンを配布

②配布方法

インターネット上での申込者に対しては、宿泊施設でクーポンを配布

旅行会社での申込者に対しては、旅行会社の窓口でクーポンを配布

③参加事業者

現在、本事業への参加事業者を募集中です。

3. 実施スケジュール

県独自の「緊急警戒宣言」解除後（5月6日以降）に実施予定。